

森林の仕事 ガイダンス

島根の森で働きたい人を全力でサポートします!



公益社団法人 島根県林業公社
島根県林業労働力確保支援センター

林業へ就業を希望する方へ

～島根県林業労働力確保支援センターでお手伝いできること～

1. 林業への就業に関する相談

電話やメール、あるいは直接お会いして、林業の一般的な仕事内容の説明や島根県内林業事業者の紹介を受けられます。



2. 就業希望者への情報提供

事業者説明会、就業相談会のほかホームページやSNSなどとおして林業に関する様々な情報を紹介しています。

また、島根県へ移住される方に対しては、(公財)ふるさと島根定住財団からの支援内容を紹介しています。

3. 林業技術に関する研修

林業の基礎的な作業手順や安全知識の修得のための研修、森林施業に関する専門的・実践的な知識の修得のための研修を行っています。

お気軽にご参加ください。

※詳しくはP4をご覧ください。



4. 林業就業促進資金の貸付け

新しく林業を始められる方は、住居の移転や就業の準備に必要な資金の貸付けを無利子で受けられます。

※償還免除制度があります。詳しくはP5をご覧ください。



林業就業に関する Q&A

Q1 林業に就業するには？

- ・島根県林業労働力確保支援センター、またはハローワークにご相談ください。
※島根県の林業では、年間80名以上の新規就業者を求めています。

Q2 林業の就業先は？

- ・県内には林業を営む組織として、以下のものがあります。
 - 森林組合 13組合
 - 民間業者 約60社
 - 一人親方
- ※事業体の職員数は、2～3名の小規模なものから、50名以上を雇用している事業体があります。
- ・事業体の取り組み
 - <認定事業主 50事業主> ※P6参照
「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づいて、雇用管理の改善と事業の合理化を一体的に図るための計画を知事に提出し、認定を受けた事業主
 - <島根林業魅力向上プログラム登録事業体 51事業体> ※P6参照
林業事業体の魅力をより一層向上させるために、事業体自ら、「労働条件・就労環境の改善」や「事業拡大・収益性の向上」などの計画を作成し、その事業体を島根県が登録し、官民一体となって取組を進める事業体

Q3 就業に必要な資格は？

- ・林業では、チェーンソー・刈払機を使用する作業が多くあるため、チェーンソー・刈払機の運転資格が必要になります。チェーンソーは3日、刈払機は1日の特別教育等を受講すれば資格を取得できます。
- ・特別教育等は、島根県林業体験研修（P4）を受講することによって資格を取得することができます。
- ・その他、年数回実施されている、林業・木材製造業労働災害防止協会（林災防）や建設機械メーカーが運営する教習所で受講することでも資格を取得することができます。
※コマツ・日立・コベルコ・キャタピラー等の教習所で実施

Q4 就業に必要な機材は？

チェーンソー、刈払機が必要です。事業体から就業者に貸与されるところが大半ですが、事業体によっては個人で用意し、持ち込みに対して借上料（手当）が支払われるところがあります。

Q5 雇用の形態は？

- ・常用雇用が一般的ですが、事業体によっては、期間雇用、臨時雇用もあります。
- ・常用雇用でも、トライアル雇用の併用や数ヶ月の試用期間を設定している事業体が多くあります。
※トライアル雇用：働いた経験が少なく、常用雇用に不安のある方などが、常用雇用を前提として原則3カ月間試行雇用として働いてみる制度

Q6 採用条件は？

- ・現場まで車で移動するため、普通自動車運転免許（MT推奨）が必要です。
- ・チェーンソー、刈払機の資格取得者が歓迎されます。

Q7 雇用条件は？

- 各事業体により賃金のタイプが違います。同じ事業体でも複数の賃金のタイプがあります。
 - ①月給制 1ヶ月単位で算定される定額で支給
 - ②日給月給制 1ヶ月の定額で支給されるが、有給休暇以外の欠勤分は差し引かれる。
 - ③日給制 定められた日額に出勤した日数をかけて支給（給付は日単位、月単位の場合あり）
- 労働条件通知書
 - ・就職する際には、賃金、労働時間その他の労働条件が明示された[労働条件通知書]の交付を受け、自分の働く労働条件について確認します。

事業者は、やる気のある人材を求めています！



林業就業に関する Q&A



Q 8 支援制度は?

●島根県林業体験研修 ※P4参照

- ・島根の林業で働くことに興味がある方を対象に、林業の基礎的な知識の講習、林業体験、県内事業体見学を行うとともに就業・生活相談を実施することで、林業に就業するために必要な知識や資格を身につけ、島根県内の林業事業体への円滑な就職を支援します。
- ・受講料は無料です。
- ・20日コース、5日コース、1日コースがあります。
- ・20日コースを修了（欠席不可）すると、チェーンソー、刈払機、小型車両系建設機械（3t未満）の運転資格を取得でき、5日コースでもチェーンソー、刈払機の運転資格を取得できます。

●林業就業促進資金 ※P5参照

- ・島根県林業労働力確保支援センターでは、林業へ円滑に就業できるように、研修や就業の準備に必要な資金の貸付けを無利子で行っています。
- ・貸付条件として常用雇用であること、定年までの期間が10年以上あることが必要です。また、連帯保証人を立てる必要があります。
- ・島根県内の認定事業主（P6）に就業し、借入後5年以上、林業に従事すると借入金の償還（返済）が免除される制度があります。但し、免除を受けるまでに離職すると残額は全額返済となります。
※資金の対象とする林業とは、造林・保育・伐採その他森林における施業をいいます。なお、林業経験者は対象外です。

●林業就業支援講習

- ・厚生労働省委託事業として林業就業支援講習（20日間コース、5日間コース、1日コース）が各都道府県で行われています。

●その他

公益財団法人 ふるさと島根定住財団

松江市東朝日町478-18 松江テルサ3階 TEL 0852-28-0690 FAX 0852-28-0692

- ・Uターン促進と県内定住を目指して、各種の支援制度を設けています。



Q 9 就業する前に林業に必要な様々な技術・資格を身に付けるには?

- ・島根県立農林大学校への入学をお勧めします。
- ・島根県立農林大学校（林業科）では、2年間で高性能林業機械（ハーベスタ・スイングヤーダ・フォワーダ等）の操作や路網開設など幅広い知識・技術の取得と17もの資格取得が可能です。
- ・林業事業体は事業規模拡大のため、技術力の高い人材を求めており、卒業後は即戦力として多くの林業事業体から求人があります。
- ・近くには2つの学生寮（鉄筋コンクリート2階建て、木造平屋建て）が完備され、部屋は全室個室（洋室）で机・椅子・ベッド・ミニキッチン・エアコン等が備え付けられており、wi-fi接続料が無料です。
- ・充実した給付金制度によって、ほぼ仕送りなしで卒業することができます。

※島根県立農林大学校林業科

URL : <https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/kikan/norindaigakko/rinngyouka/>



島根県林業体験研修

～日本一アツい島根の森で働こう!!～

島根の林業で働くことに興味がある方を対象に、林業の基礎的な知識の講習、林業体験、県内事業体見学を行うとともに就業・生活相談を実施します。林業に就業するために必要な知識や資格を身につけ、県内林業事業体への円滑な就職を支援します。

〈20日コース〉

資格取得＋林業体験＋就業相談

資格取得：刈払機、チェーンソー、
小型車両系建設機械（3t未満）

研修日数：15～20日

研修内容：1. 林業の基礎知識～7. 就業
相談 及び 9. 林業職場見学

〈5日コース〉

資格取得＋就業相談

資格取得：刈払機、チェーンソー

研修日数：5日

研修内容：5. 刈払機の資格講習
6. チェーンソーの資格講習
7. 就業相談

〈1日コース〉

林業体験＋職場見学＋交流会

資格取得：なし

研修日数：1日

研修内容：8. 林業体験
9. 林業職場見学

※どのコースとも全ての講習科目を受講した方を研修修了者としてします。

※受講料はどのコースも無料です。

※研修期間及び内容については変更する場合があります。

〈具体的内容〉 ●20日コースのみ実施する内容 ●5日コースで行う内容 ●1日コースで行う内容

1. 林業の基礎知識 <ul style="list-style-type: none">・ 林業と山村地域の現状・ 森林の多面的機能と健全な発展・ 林木の育成と森林の管理等	2. 安全衛生講習 <ul style="list-style-type: none">・ 現場における緊急措置 (普通救命講習)	3. 小型建機運転業務講習 <ul style="list-style-type: none">・ 小型車両系建設機械（3t未満）の 運転の業務に係る特別教育 (学科・実技)
4. 現地講習 <ul style="list-style-type: none">・ 植え付け、下刈り、除伐、枝打ち、 間伐等の作業実施・ 座学で行った安全教育等の確認	5. 刈払機の資格講習 <ul style="list-style-type: none">・ 刈払機取扱作業安全衛生教育 (学科・実技)	6. チェーンソーの資格講習 <ul style="list-style-type: none">・ 伐木等の業務に係る特別教育 (学科・実技)
7. 就業相談 <ul style="list-style-type: none">・ 林業への就業相談・ 山村での生活相談・ フォレストワーカーによる体験談	8. 林業体験 <ul style="list-style-type: none">・ チェーンソー・刈払機操作体験・ コンテナ苗植え付け体験	9. 林業職場見学 <ul style="list-style-type: none">・ 林業・木材産業等の施設見学・ 林業職場職員との交流会

受講方法

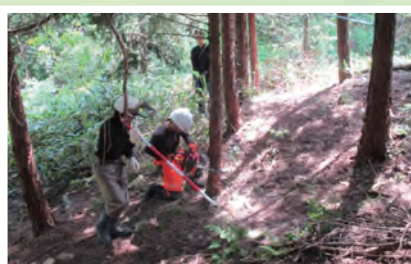
この講習の資料・受講を希望する方は、島根県林業労働力確保支援センターまでお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

島根県林業労働力確保支援センター TEL 0852-32-0253 FAX 0852-21-4375

〒690-0876 島根県松江市黒田町432番地1（島根県土地改良会館3階）

URL: <https://woodjob-shimane.info/>



林業就業促進資金のご紹介

・新規林業就業者の円滑な就業が図れるように、研修やその他就業の準備に必要な資金の貸付けを林業労働力確保支援センターが無利子で行っています。

・この資金を活用して、5年以上、認定事業主（P6）に雇用され、県内で林業に就業した方は、その償還が免除される制度があります。

※資金の対象とする林業とは、造林・保育・伐採・その他の森林における施業をいいます。

※認定事業主とは、法律に基づいて雇用管理の改善と事業の合理化についての計画を知事に提出し、認定を受けた事業主です。

【林業就業促進資金の貸付基準】

資金の種類	内 容	貸付対象者	資金の概要	償還期間 (据置期間)
①就業研修 資金	新たに林業に就業しようとする者が、その就業に必要な研修を受けるのに必要な資金	新たに林業に就業しようとする者 (個人)	①林業労働力確保支援センターが行う研修…月額 15万円以内/人 ②林家等の研修…月額 15万円以内/人 ③研修教育施設による研修…月額 5万円以内/人	20年以内 (4年以内)
	知事の認定を受けた事業主が、新たに雇い入れる林業労働者に対して、上記のような研修に必要な経費を支給するのに必要な資金	知事の認定を受けた事業主	新たに雇い入れる林業労働者1人につき ①林業労働力確保支援センターが行う研修…月額 12万円以内/人 ②林家等の研修…月額 12万円以内/人 ③研修教育施設による研修…月額 4万円以内/人	13年以内 (4年以内)
②就業準備 資金	新たに林業に就業しようとする者が、その就業に必要な事前の活動を行うのに必要な資金	新たに林業に就業しようとする者 (個人)	150万円以内/人	20年以内 (4年以内)
	知事の認定を受けた事業主が、新たに雇い入れる林業労働者に対して、上記のような活動に必要な経費を支給するのに必要な資金	知事の認定を受けた事業主	新たに雇い入れる林業労働者1人につき…120万円以内/人	13年以内 (4年以内)

【貸付けの対象となる経費】

①研修資金

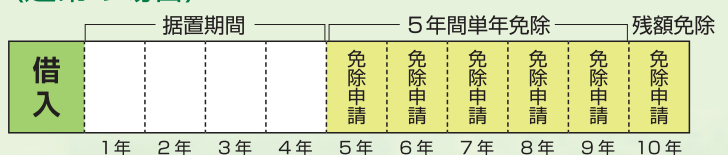
- 支援センターが行う研修の場合は、受講料、宿泊滞在費、森林施業に従事するのに必要な免許取得費等
- 国内外の先進林家等における研修の場合は、旅費、現地研修費、滞在費等
- 高校、林業短期大学、4年制大学の林業系学科での修学では、授業料、宿泊費、大型特殊免許、森林施業に従事するのに必要な免許取得費等

②準備資金

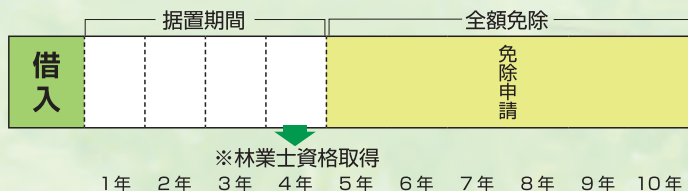
- 就業の準備に必要な就業先調査旅費、滞在費、移転費用、林業作業用具（機械、器具、防護具、作業衣等）購入費用等

【償還免除の方法】

〈通常の場合〉



〈しまね林業士の資格を取得している場合〉



※「しまね林業士」制度

林業就業者が自らの能力を向上させるため、島根県独自に創設した新たな能力資格試験。

【償還免除の条件】

- 新規就業者の場合は、認定事業主に雇用され、県内で継続して林業に従事していること
- 認定事業主の場合は、新規就業者を林業に継続して雇用していること

林業事業体認定事業主・島根林業魅力向上プログラム登録事業体一覧

(島根県)

R3.1.22 現在

エリア	事業体名	住 所	認定事業主	島根林業魅力向上プログラム	局 番	T E L	F A X
松江	しまね東部森林組合	安来市広瀬町広瀬 1812 番地	○	○	0854	32-2680	32-2687
	松江森林組合	松江市乃白町 219 番地	○	○	0852	24-7228	24-7235
	山陰丸和林業株式会社	松江市西津田 1 丁目 2 番 14 号	○	○	0852	23-1300	23-1304
	大和森林株式会社	松江市東朝日町 87 番地 6	○	○	0852	21-6222	21-8741
	大和林業株式会社	松江市東朝日町 87 番地 6	○	○	0852	22-3840	21-8741
	日新林業株式会社	松江市殿町 383 番地 (志々事業所：飯南町志津見 538-14 番地)	○	○	0852 (0854)	23-3882 (73-0455)	23-3882 (73-0455)
	YM ライン株式会社	安来市広瀬町下山佐 2846 番地 6	○	○	0854	32-3535	32-3555
	株式会社赤松産業	鳥取県西伯郡大山町高橋 1406 番地 (松江支店：松江市東忌部町 899 番地 2)	○	○	0859 (0852)	53-8227 (33-2788)	53-8462 (33-2889)
	松浦造園株式会社	松江市大庭町 728-6	○	○	0852	21-1489	25-6073
雲南	大原森林組合	雲南市大東町下阿用 401 番地 1	○	○	0854	43-8711	43-6680
	仁多郡森林組合	仁多郡奥出雲町三成 444 番地 2	○	○	0854	54-0021	54-1004
	飯石森林組合	雲南市掛合町掛合 2152 番地 11	○	○	0854	62-1520	62-1540
	株式会社田部	雲南市吉田町吉田 2407 番地	○	○	0854	74-0121	74-0813
	株式会社山守産業	雲南市大東町須賀 285 - 2	○	○	0854	43-5554	43-5554
	渡部木材	雲南市吉田町吉田 2847	○	○	0854	74-0433	74-0433
	株式会社きこり	雲南市木次町山方 1133 番地 2	○	○	0854	47-7066	47-7088
出雲	出雲地区森林組合	出雲市塩冶町 967 番地 1	○	○	0853	22-4433	22-5070
	株式会社出雲木材市場	出雲市上塩冶町 890-1	○	○	0853	21-1855	22-3602
	須佐チップ工業株式会社	出雲市佐田町反辺 1612 番地 6	○	○	0853	84-0414	84-0009
	有限会社グイチ工業	出雲市斐川町大字上直江 349 番地 1	○	○	0853	72-4970	72-4970
	浜村木材有限会社	出雲市佐田町反辺 1440 番地 20	○	○	0853	84-0607	84-0008
	株式会社もちだ園芸	出雲市渡橋町 398	○	○	0853	21-2051	21-5452
	まるい林産株式会社	出雲市船津町 363	○	○	0853	77-5578	77-6258
	株式会社エコテック産業	出雲市野石谷町 212 番地	○	○	0853	63-2696	
株式会社三原組	出雲市佐田町反辺 230-3	○	○	0853	84-0604		
県央	大田市森林組合	大田市大田町大田口 1047 番地 3	○	○	0854	82-8500	82-8013
	邑智郡森林組合	邑智郡川本町大字因原 66 番地	○	○	0855	72-0277	72-0624
	山興緑化有限会社	邑智郡美郷町小松地 320 番地	○	○	0855	77-0035	77-0135
	有限会社増田住建	邑智郡邑南町山田 72 番地 3	○	○	0855	83-0251	83-0255
	合同会社呉昌林協	邑智郡邑南町市木 575-1	○	○		050-5207-4055	050-5207-4055
	株式会社美郷フォレスト	邑智郡美郷町上川戸 162	○	○	0855	75-0924	75-0924
浜田	石央森林組合	浜田市金城町下原 1561 番地 7	○	○	0855	42-2400	42-2403
	江津市森林組合	江津市江津町 580 番地 16	○	○	0855	52-2252	52-2192
	浦田木材株式会社	浜田市黒川町 1572 - 1	○	○	0855	22-0385	22-4126
	合同会社金本商事	浜田市金城町下原 1067-5	○	○	0855	42-2718	42-2717
	有限会社宇川木材工芸店	浜田市金城町小国イ 91 - 1	○	○	0855	44-0300	44-0300
	播磨屋林業株式会社	江津市松川町下河戸 180 番地 2	○	○	0855	92-1125	92-0067
	清水木材有限会社	浜田市熱田町 1252 番地 3	○	○	0855	27-2369	
	三浦林業	浜田市弥栄町野坂 50 番地	○	○	0855	48-2751	
	東谷木材	浜田市金城町今福 290 番地	○	○	0855	42-0669	
益田	高津川森林組合	益田市横田町 454 番地 1	○	○	0856	25-2667	25-2967
	株式会社大久保林業	益田市匹見町匹見イ 1141	○	○	0856	56-1092	56-1092
	伸共木材協同組合	益田市隅村町 623 番地 2	○	○	0856	25-2333	25-2907
	有限会社ジーエムケイ	益田市美都町都茂 1250 番地 4	○	○	0856	52-2835	52-2835
	有限会社石州造林	鹿足郡津和野町邑輝 794-20	○	○	0856	72-0340	72-0381
	有限会社三浦木材	益田市大谷町 23 番地 2 号	○	○	0856	22-1915	22-2167
	株式会社美都森林	益田市美都町都茂 1076 番地	○	○	0856	52-2755	52-2780
	津和野林産株式会社	鹿足郡津和野町部栄 93 番地 2	○	○	0856	72-2630	72-2630
	グリーンフォレスト合同会社	鹿足郡吉賀町六日市 389 番地 5	○	○	0856	73-7550	
	安野産業株式会社	益田市高津 7 丁目 6 番地 10 号	○	○	0856	22-2255	
	渡邊商店	益田市赤雁町 89 番地	○	○	0856	27-0150	
	伸和産業株式会社	益田市隅村町 623 番地 2	○	○	0856	25-2333	
	株式会社益田原木市場	益田市高津 7 丁目 7 番 16 号	○	○	0856	22-0697	
合同会社グリーンファクトリー匹見	益田市匹見町落合ホ 65 番地	○	○	0856	56-0950		
隠岐	隠岐島後森林組合	隠岐郡隠岐の島町池田風呂前 65 番地 1	○	○	08512	2-0493	2-4541
	隠岐島前森林組合	隠岐郡海士町大字海士 1491 番地 1	○	○	08514	2-0664	2-0693
	有限会社池田材木店	隠岐郡隠岐の島町東郷宮田 76 番地 3	○	○	08512	2-1166	2-1121
	有限会社酒井材木店	隠岐郡隠岐の島町東郷神米 41 番地	○	○	08512	2-0585	2-6068
	株式会社ふせの里	隠岐郡隠岐の島町布施 218 番地 7	○	○	08512	7-4428	7-4428
	佐山の里企業組合	隠岐郡隠岐の島町都万 4177 番地	○	○	08512	6-2732	6-2732

造材・搬出

伐倒木の枝を払い、玉切り造材して、林道端などに運びます。



主伐

木材として利用するために、木を伐り倒します。



地ごしらえ

伐採後、植え付けをするために、散乱した枝葉や残木を集積します。

林業の仕事とは



間伐

健全な森林に導くために、込み合った木を間引きします。



植え付け

地ごしらえした林地に、新しい苗を植えます。



枝打ち

節のない上質な木を育てるために、下枝を切り落とします。



除伐

植えた木の生育を妨げる雑木や、曲がったり、生長の悪い木を除去します。



下刈り

苗木の生育を妨げないよう、周りの雑草を刈り取ります。

出典

- ・全国森林組合連合会
『緑の雇用事業』パンフレット
- ・林野庁ホームページ

ご相談・お問い合わせは
島根県林業労働力確保支援センター

公益社団法人 島根県林業公社

〒690-0876 島根県松江市黒田町432-1

TEL 0852-32-0253 FAX 0852-21-4375

E-mail : shimane-roukakuc@forestry-shimane.or.jp

URL <https://woodjob-shimane.info/>



島根県観光キャラクター
「しまねっこ」
島観連許諾第 6525 号